

令和6年10月1日

教 育 長
会 計 管 理 者
各 課 (局) 長 } 様

鳩山町長 小川 知也

令和7年度予算編成方針について（通知）

国では「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、当面の経済財政運営として、「春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行する。併せて、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大等を通じて、潜在成長率の引上げに取り組む」としている。また、令和7年度予算編成については、「持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講じること等により、メリハリの効いた予算編成とする」としている。

このような国の基本方針を踏まえつつ、町の令和7年度予算は、第6次鳩山町総合計画のめざす将来像である、「暮らしに幸せを感じるまち HAPPY TOWN はとやま～住んでみたい、住み続けたいまち～」を実現するため、下記に示す「令和7年度町政運営及び予算編成基本方針」を踏まえた上で、職員全員が事業内容や効果等を十分に精査し、改革を断行する決意で予算編成に臨まれない。

記

1 令和7年度町政運営及び予算編成基本方針

(1) 近年の状況

公共施設等の整備については、今宿地区においては、平成6年から始まった毛呂山・越生都市計画事業今宿東土地区画整理事業が令和2年3月に工事等が完了し、住環境を整備・改善することができた。

また、ニュータウン地区についても、ニュータウン地域再生創造事業（都市再構築戦略事業）として、国の社会資本整備総合交付金を活用し、地域包括ケアセンター整備をはじめ、多世代活動交流センター耐震補強及び改修工事などの施設整備の取り組みが令和2年度に完了し、鳩山町福祉健康・多世代交流複合施設「はとんスクエア」として整備することができた。

さらに、亀井地区では、埼玉西部クリーンセンター整備と連携した北部地域活性化事業に取り組んでおり、埼玉西部環境保全組合から交付される周辺対策事業に係る負担金等を活用して、町道整備及び農業用ため池改修のほか、令和2年度には泉

井交流体験エリア及び上熊井農産物直売施設「ちよっくま」整備などを行った。令和5年4月には、埼玉西部クリーンセンターも本稼働している。

このように、町のインフラ整備は全体的に進んできている。

(2) 令和7年度の課題

令和2年度に実施した総合計画・都市計画マスタープラン町民意識調査において、幸福度について調査した結果、約7割の町民が今幸せと感じていると回答しており、かなり高い数値を示している。さらに、この調査結果をクロス集計により町の強みを分析すると、「自然景観が豊かで、静かで心が休まる、地震に強い、交通事故が少ない、犯罪が少ない、健康である」といった安全・安心や健康面での評価が高いことが分かった。このため、本町の強みとなっている安全・安心、そして健康なまちづくり施策等を継続して取り組むとともに、町の相談支援や見守り活動を充実させ、福祉サービスも含めた、安全・安心で健康なまちづくり施策等を継続して推進する必要がある。

一方、「(1) 近年の状況」で示したとおり、町のインフラ整備は全体的に進んでおり、公共交通も令和4年度からデマンドタクシーの町外運行（坂戸市入西地区及び北坂戸地区）及び土日運行の拡大実施に加えて、令和6年10月からは埼玉医大便の土曜日運行を開始する。このような状況を踏まえ、令和7年度は整備した施設の活用を含め、以下に示す町の課題となっている面を改善する施策を実施する必要がある。

本町では、少子高齢化が著しく進んでいる。このため、令和5年11月に策定した「鳩山町少子化対策チャレンジプラン」に基づき、令和6年度に引き続き、子育て支援策及び移住推進策に取り組み、子育てに優しいまちづくりを進める必要がある。

次に、近年は全国各所で自然災害が頻発している。本町においても、令和4年7月の集中豪雨により、床上・床下浸水、道路の冠水、倒木、土砂崩れなど、本町としては大規模な災害となった。この教訓を活かすためにも、町の防災力を高める施策に取り組む必要がある。また、空き巣等の被害も発生しており、地域の防犯対策にも継続して取り組む必要がある。

次に、令和5年4月に本稼働した「埼玉西部クリーンセンター」と連携して実施している北部地域活性化事業を継続して取り組むとともに、すでに整備した施設等を活用した活性化策に取り組んでいく必要がある。

次に、令和3年5月に本町の元職員が官製談合防止法違反等の容疑により、埼玉県警察に逮捕、起訴されるという重大な不祥事が発生したことなどもあり、令和2年度の町一般会計決算は不認定となってしまった。このような重大な不祥事の発生を防げなかったことを重く受け止め、入札・契約制度や執行管理体制の見直しを実施し、制度的な面の改善は進んだといえる。今後は、入札・契約制度の改善及び町職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを継続的に推進する必要がある。

次に、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。本町においても、今後、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の活用・統廃合等に取り

組む必要がある。

次に、デジタル技術やA I（人工知能）等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げるとともに、町職員の残業時間数を減らしてワークライフバランスを整えるため、町のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向けて、取り組みを加速することが必要である。また、国の方針に基づき、基幹系業務システムの標準化への移行を円滑に進める必要がある。

次に、本町の財政状況は、近年の大型公共事業による町債残高の増加とそれに伴い実質公債費比率、将来負担比率は県内町村平均を上回っており、極めて厳しい財政状況となっている。このため、令和2年度に鳩山町町債残高削減計画を策定し、財政健全化に取り組んだ結果、令和5年度末の町債残高は61億5,132万円となり、前年度に比べ4億973万7千円、6.2%の減少と大きく減少している。しかし、将来負担比率等は近隣自治体と比較しても依然高い状況であり、今後とも町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、町債残高の削減に取り組むことが必要である。

以上の課題を踏まえて、令和7年度は次に示す基本方針に基づき、町政運営及び予算編成にあたるものとする。

(3) 令和7年度鳩山町町政運営及び予算編成基本方針

第6次鳩山町総合計画のめざす将来像である、「暮しに幸せを感じるまち HAPPY TOWN はとやま～住んでみたい、住み続けたいまち～」の実現を目指して、令和7年度は以下の内容を予算編成の基本方針とし、重点的に取り組むこととする。

1. 町民が暮らしに幸せを感じるための基本となる「安全・安心で健康なまちづくり」施策等を継続して推進すること。
 - (1) 障がい者を含めた、子どもから高齢者までの包括的な支援事業（地域共生社会）の推進に継続的に取り組むこと。
 - (2) 高齢者施策の充実を図るとともに、町民が生涯活躍できる町を目指し、スポーツ・文化等のサークル活動を通じた「運動・栄養・社会参加（特に社会参加は「心の健康」⇒居場所づくり、仲間づくり、生きがいくくりなど⇒具体的には生涯学習活動・高齢者の就労、ボランティア活動、健康づくり事業、サロン事業、食事会、起業支援事業等への参加など）」の3本柱を基礎とした健康づくり事業を継続的に取り組むこと。また、健康づくり事業に取り組む成果として、健康寿命の延伸及び介護給付費等の抑制を図り、介護保険料の軽減に取り組むこと。
 - (3) 防犯・交通安全事業に継続的に取り組むとともに、防犯パトロールなど地域住民が参画した取り組みを推進すること。
2. 防災（主に大雨・地震対策）事業に継続的に取り組むこと。
 - (1) 現在、埼玉県が進めている鳩川河川改修事業及び県道岩殿岩井線の重郎橋架け替え事業に併せて、重郎橋付近の内水対策について関係機関等と検討を行い、大雨時の安全度の向上に取り組むこと。

- (2) 豪雨等に起因した農業用ため池の決壊による周辺地域への水害等を未然に防止するため、防災重点農業用ため池の整備を推進するとともに、農業用水利の確保を図ること。
- (3) 防災訓練など地域住民が参画した取り組みや町民への災害情報の迅速な情報提供を推進すること。

3. 町の少子高齢化対策の一環として、子育て支援及び移住推進に取り組むこと。

- (1) 子育て世帯の移住推進施策（子育て世帯移住・定住促進補助事業）、子育て支援施策（第2子以降保育料無償化、学校給食費無償化、子どもの居場所づくり、放課後子ども教室など）に継続して取り組むとともに、民間資金等を活用した移住定住化住宅整備について研究すること。
- (2) 新生児訪問事業について、乳幼児（0歳から2歳まで）を対象とした子育て世帯に対するサポートの充実を検討すること。また、子育てを地域で支えるファミリー・サポート・センターの体制の充実（サポート会員の増員）に取り組むこと。
- (3) 幼児教育の充実を図るため、町立幼稚園魅力アップ計画（3年保育の実施・保育時間の延長・学校給食の導入）に基づく事業を実施すること。
- (4) 第2次鳩山町空家等対策計画に基づく、空き家等の活用を促進するとともに、民間企業との連携による空き家等の発生抑制に取り組むこと。また、鳩山町空家等対策協議会での特定空家等及び管理不全空家等の認定を適切に実施し、地域の生活環境の保全に向けて取り組むこと。

4. 地域活性化施策に取り組むこと。

- (1) 北部地域活性化に伴う第2期取組方針（泉井地区・上熊井地区）に基づき、方針に位置付けた事業に取り組むこと。また、すでに整備した施設等を活用し、地域活性化を図ること。
- (2) 今宿仮宿地区への企業誘致に取り組むこと。また、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）」に基づき、埼玉県及び関係機関等との検討・協議に取り組むこと。
- (3) 令和7年度に「史跡南比企窯跡保存活用計画」を策定し、国指定文化財を活用した町の活性化施策を具体的に検討すること。
- (4) 「鳩山町地域公共交通計画」に基づき、デマンドタクシー及び町営路線バスの運行等の充実を図ること。また、デマンド交通における新たな予約システムの導入に向けて関係者等との検討・協議に取り組むこと。
- (5) 農地の効率的な利用を促進するための仕組みづくりについて研究を行うこと。また、持続可能で、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体等の担い手の育成・確保に取り組むこと。
- (6) 町の財産である豊かな自然環境、東京から一番近い里山環境を保全するとともに、地域活性化の資源として活用できないか検討すること。

5. 町のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向けて、必要な取り

組みを加速すること。

- (1) 国の地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく、基幹系システムの標準化等に円滑に移行できるよう取り組むこと。
- (2) 令和6年度中に整備が完了予定の町議会ペーパーレス会議システム、子育て支援アプリ、空き家バンクサイト、デジタル博物館サイト、施設予約サイト等を運用し、事務の効率化と町民の利便性向上に取り組むこと。
- (3) 災害情報の迅速な情報提供を推進するため、DXの活用を検討すること。

6. 入札・契約制度の改善及び町職員のコンプライアンス意識の向上に向けて継続的に取り組むこと。

- (1) 鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書（最終報告書）に基づいた取り組みを継続的に実施すること。

7. 財政健全化に取り組むこと。

- (1) 町の財政健全化を推進するため、鳩山町町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、町債残高の削減に取り組むこと。
- (2) 公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の活用・統廃合等に取り組むこと。

8. 町の財政基盤を強化するため、組織体制の見直しを実施すること。

- (1) 町の財政基盤を強化するため、企業誘致の推進、鳩山ブランドの発掘による、ふるさと納税返礼品の充実及びふるさと納税寄附額（企業版ふるさと納税を含む）の増加を推進するため、新たな組織の設置を検討すること。

2 令和7年度財政見通し

令和7年度の財政見通しは次のとおりである。

なお、別添資料として「本町の財政状況と決算分析」を添付したので参考とされたい。

(1) 令和7年度の動向

①歳入

町税は、令和6年度当初予算額を上回る見込みとなっている。また、「令和7年度の地方財政の課題」（8月30日総務省）では、仮試算ではあるが令和5年度の税収入実績が好調であったことから地方税の税収は伸びると予測されている。

地方交付税（普通交付税）については、本町の令和6年度交付決定額が当初予算額を下回ったが、国の令和7年度概算要求では「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、令和6年度地方財政計画の一般財源総額と同水準を確保するとされており、出口ベースの総額は前年度比3,083億円（1.7%）の増となっている。

いるが、年末までに行われる国の予算編成の動向次第では、変動が生じる可能性があるため、その動向に注視する必要がある。

②歳出

令和6年度当初予算は、令和5年度当初予算の53.09億円から1.75億円増加し、54.84億円となった。なお、令和6年度予算の概算要求（令和5年11月24日時点）における歳出要求額は56.73億円であったが、約4.78億円の財源不足額が生じた。このため、歳入の交付金等や地方財政対策に基づく地方交付税の再精査をはじめ、特定目的基金の活用などによる歳入確保に努めたが、財政調整基金を約1.08億円の取り崩しを行うことで予算を編成した。

令和7年度予算においては、北部地域活性化事業の継続、人件費や扶助費などの増加が想定される。

(2) 歳入歳出見込額の仮試算

①歳入の仮試算

令和7年度の歳入見込額について、「表-1 令和7年度歳入見込額（予算編成方針時点）」のとおり、仮試算を行った。

この仮試算では、主要な一般財源である町税、地方交付税等については、令和7年度の動向や近年の推移等に基づき試算した。

●仮試算概要

（単位：千円）

	令和6年度 当初予算	令和7年度 予算編成方針	比較 (R7-R6)
(1) 臨時一般財源	311,402	197,043	-114,359
(2) 経常一般財源	3,863,239	3,854,635	-8,604
○小計	4,174,641	4,051,678	-122,963
(3) 臨時特定財源	453,727	377,239	-76,488
(4) 経常特定財源	855,632	822,983	-32,649
●合計	5,484,000	5,251,900	-232,100

②歳出の仮試算

令和7年度の歳出見込額について、「表-2 令和7年度歳出見込額（予算編成方針時点）」のとおり、歳出を性質別に区分し仮試算を行った。

この仮試算では、性質別区分ごとに、令和7年度に予定されている普通建設事業や個別要因、近年の決算推移等に基づき試算した。

●仮試算概要

(単位:千円)

区 分	R6	R7 歳出見込額 (編成方針)		
	予算額	見込額	対前年度増減	
			増減額	増減率
1 人件費	1,065,536	1,074,600	9,064	0.9%
2 物件費	862,373	873,700	11,327	1.3%
3 維持補修費	53,729	57,000	3,271	6.1%
4 扶助費	729,077	793,000	63,923	8.8%
5 補助費等	1,171,950	1,183,800	11,850	1.0%
6 普通建設事業費	273,471	256,500	-16,971	-6.2%
8 公債費	609,064	582,200	-26,864	-4.4%
9 積立金	89,069	58,995	-30,074	-33.8%
12 繰出金	621,726	631,400	9,674	1.6%
その他	8,005	8,005	0	0.0%
●仮試算合計	5,484,000	5,519,200	35,200	0.6%

(3) 歳入歳出乖離額 (財源不足額)

令和7年度の歳入見込額と歳出見込額の乖離額は、次のとおり2億6,730万円となった。

令和7年度歳入見込額 (予算編成方針)	5,251,900 千円
令和7年度歳出見込額 (予算編成方針)	5,519,200 千円
歳入歳出乖離額 (財源不足額)	267,300 千円

表-1 令和7年度歳入見込額（予算編成方針時点）

令和7年度予算編成方針 歳入見込額
5,251,900千円

（単位：千円）

	R6年度財源内訳				R7年度財源内訳（見込）				
	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)	
1 町税				1,640,805				1,665,200	
2 地方譲与税				65,100				66,000	
3 利子割交付金				500				500	
4 配当割交付金				9,000				8,500	
5 株式等譲渡所得割交付金				9,000				7,000	
6 法人事業税交付金				16,000				14,000	
7 地方消費税交付金				287,000				287,000	
8 ゴルフ場利用税交付金				94,000				94,000	
9 環境性能割交付金				10,000				10,000	
10 地方特例交付金				6,000				7,000	
11 地方交付税			85,000	1,675,000			85,000	1,648,000	
12 交通安全対策特別交付金				2,000				2,000	
13 分担金及び負担金	2,964	10,881	1		2,312	8,487	1		
14 使用料及び手数料		11,219		8,339		11,185		8,314	
15 国庫支出金	38,718	443,025			39,159	447,887			
16 県支出金	77,407	345,029			70,468	314,186			
17 財産収入	64	6,480	3	23,693	59	6,000	3	21,938	
18 寄附金	75,005		1		45,000		1		
19 繰入金	77,154		112,543		35,000				
20 繰越金			80,000				80,000		
21 諸収入	2,815	38,998	18,854	16,802	2,541	35,238	17,038	15,183	
22 町債	179,600		15,000		182,700		15,000		
	自主財源	158,002	67,578	211,402	1,689,639	84,912	60,910	97,042	1,710,635
	依存財源	295,725	788,054	100,000	2,173,600	292,327	762,073	100,001	2,144,000
合 計	453,727 ①	855,632 ②	311,402 ③	3,863,239 ④	377,239 ⑤	822,983 ⑥	197,043 ⑦	3,854,635 ⑧	
再 計	1,309,359 ⑨ (①+②)		4,174,641 ⑩ (③+④)		1,200,222 ⑪ (⑤+⑥)		4,051,678 ⑫ (⑦+⑧)		
歳入見込額	5,484,000 ⑨+⑩				5,251,900 ⑪+⑫				

●想定

○町税	6年度当初予算額から1.5%程度の増額を想定
○交付金等	近年の決算額の推移を参考に想定
○地方交付税	①普通交付税・・・6年度交付基準額から町税収入の推移等を考慮して想定 ②特別交付税・・・6年当初予算額と同額を想定
○繰入金	財政調整基金繰入は「0」としている
○繰越金	6年当初予算額と同額を想定
○町債（臨財）	臨時財政対策債 6年度発行可能額から総務省概算要求の内容を考慮して想定

表-2 令和7年度歳出見込額（予算編成方針時点）

令和7年度予算編成方針 歳出見込額
5,519,200千円

（単位：千円）

区 分	R4	R5	R6			R7 歳出見込額（編成方針）		
	決算額 ①	予算額 ②	予算額 ③	対前年度増減		見込額 ④	対前年度増減	
				増減額 ③-②	増減率		増減額 ④-③	増減率
1 人件費	1,017,304	1,045,449	1,065,536	20,087	1.9%	1,074,600	9,064	0.9%
* うち職員給	622,449	618,336	621,593	3,257	0.5%	626,881	5,288	0.9%
							・定年延長、定年退職者数等の推移による影響を想定	
2 物件費	874,693	861,521	862,373	852	0.1%	873,700	11,327	1.3%
							・事務事業費等調などを基に想定	
3 維持補修費	49,777	44,740	53,729	8,989	20.1%	57,000	3,271	6.1%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
4 扶助費	693,372	718,554	729,077	10,523	1.5%	793,000	63,923	8.8%
							・事務事業費等調などを基に想定	
5 補助費等	1,248,753	1,124,778	1,171,950	47,172	4.2%	1,183,800	11,850	1.0%
(1) 一部事務組合	661,122	686,426	720,450	34,024	5.0%	731,257	10,807	1.5%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
(2) その他	587,631	438,352	451,500	13,148	3.0%	452,543	1,043	0.2%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
6 普通建設事業費	293,431	163,781	273,471	109,690	67.0%	256,500	-16,971	-6.2%
(1) 補助事業費	59,999	43,949	58,300	14,351	32.7%	100,000	41,700	71.5%
							・事務事業費等調などを基に想定	
(2) 単独事業費	233,432	119,832	215,171	95,339	79.6%	156,500	-58,671	-27.3%
							・事務事業費等調などを基に想定	
7 災害復旧事業費	75,576	4	4	0	0.0%	4	0	0.0%
(1) 補助事業費	16,280	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
(2) 単独事業費	59,296	4	4	0	0.0%	4	0	0.0%
8 公債費	664,214	679,344	609,064	-70,280	-10.3%	582,200	-26,864	-4.4%
9 積立金	391,342	90,690	89,069	-1,621	-1.8%	58,995	-30,074	-33.8%
							・歳入のふるさと納税寄附金と相殺	
10 投資及び出資金	3,000	3,000	3,000	0	0.0%	3,000	0	0.0%
11 貸付金	0	1	1	0	0.0%	1	0	0.0%
12 繰出金	598,243	572,138	621,726	49,588	8.7%	631,400	9,674	1.6%
							・事務事業費等調などを基に想定	
13 予備費	0	5,000	5,000	0	0.0%	5,000	0	0.0%
合 計	5,909,705	5,309,000	5,484,000	175,000	3.3%	5,519,200	35,200	0.6%

3 予算編成作業にあたっての留意点

ここ数年の本町は、国の交付金・補助金を積極活用し、公共施設の耐震化や大規模修繕工事を実施し、将来の財政負担を大きく軽減するように努めてきた。

これら成果を土台とし、人口減少、超高齢社会へ対応しながら、町の継続的な活性化を図るために、「将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組むこと」

（北部地域活性化事業、企業誘致、ふるさと納税返礼品の充実など）及び「社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組むこと」（地域公共交通、DXの推進など）とともに、町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき町債残高を削減するなど、「町の財政健全化に取り組むこと」を推進する必要がある。このため、以下の点に留意して予算編成作業を実施するものとする。

(1) 選択と集中を原則とした予算編成

「1 令和7年度町政運営及び予算編成基本方針」で示した事業内容を具体的に検討し、取り組むものとする。なお、「2 令和7年度財政見通し」で示したように、現時点で2億6,730万円の財源不足額が見込まれている。このため、基本方針に示した事業分野に対して重点的に予算を振り分ける、「選択と集中を原則」とした予算編成とする。

このため、町の主要計画である「第6次総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」などに該当する事業であるか否かを「事業別明細書」に記載し、事業の必要性及び重要度等の明確化を図るとともに、事業採択の判断基準とする。また、予算要求書とともに作成する「事業別明細書」に記載する事業は、予算要望額が100万円を超える事業、新規事業及び重要事業とし、表-3のとおり、事業分類を明記し、事業の必要性及び重要度等を明記するものとする。なお、新規事業については、基本的に予算編成基本方針に基づく施策に限定する。なお、住民福祉の向上等に寄与する、緊急・重要な課題解決等に必要な施策には効果的に取り組むものとするが、その事業財源については、「既存事業の見直しを行う中で確保すること」及び「重点政策予算枠の中で調整すること」を基本とする。

(2) コスト意識と適正な経費算定

行政サービスである各種事業には必ずコストがかかる。このコストに対する意識を持つとともに費用対効果の検証が必要である。さらに、予算と決算の乖離について精査し、必要最小限の経費を的確に算定するものとする。

(3) 国、県の補助制度等の積極的活用

財源不足が見込まれるなか、事業財源として活用できる国、県の財政支援を効率的に獲得するため、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視すること。なお、国、県からの財政支援が減少あるいは廃止される事業については、事業見直しの好機と考え、先例に捉われることなく柔軟な発想・思考をもって対応すること。また、継続して必要な事業財源については、あらゆる機会を通じて、国、県への要望を行い、財源確保について積極的に行動すること。

(4) 財政健全化の推進

地方債を活用して実施する普通建設事業はすべて町長査定とする。また、町債残高の削減を図るため、普通建設事業に係る町債の発行上限額を令和7年度は2億円と設定する。ただし、災害復旧事業及び後年度に交付税措置などの財政支援がある有利な起債等ができる場合は、別途検討する。

(5) 特別会計及び企業会計に関する留意点

特別会計においては、安定的な運営のため、保険料の徴収率向上や給付費の適正化などに取り組み、財政の健全化に努め、一般会計からの繰入れは原則として法令等で定められた範囲内とする。企業会計においても、効率的、合理的な予算編成及び執行を行い、自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入れは原則として法令等で定められた範囲内とする。

表-3 事業別明細書の概要

1.事業別明細書の概要			
(1) 事業別明細書では、次の3種類に事業を分類する。			
(2) 実施事業が、①の本予算編成基本方針で示した重要事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には6点の評点を付与する。			
(3) 実施事業が、②から③に位置付けられている事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には2点の評点を付与する。			
(4) 事業採択にあたっては、評点の合計点を重視する。			
(5) 事業名の記入にあたっては、表-4「事業の分類一覧表」に基づきドロップダウンリストを作成し、記入の効率化を図る。			
2.事業の分類			
①	R7 予算編成基本方針事業	6点	評点
②	第6次総合計画（基本目標ターゲット）	2点	
③	まち・ひと・しごと創生総合戦略	2点	

4 具体的な予算編成手法

令和7年度予算は、予算編成方針（令和6年10月1日提示）で示された基本方針を踏まえ、以下の手法により予算編成を行うものとする。

(1) 各課における目標の設定

令和7年度予算においても、「課の役割」と「個別事業とその目標」を各課において作成し、予算参考資料等により公表する。（様式は昨年と同様）

考え方及び手順は次のとおりである。

- ① 「個別事業とその目標（案）」を各課で検討。
- ② 「個別事業とその目標（案）」を踏まえて、予算要求書及び事業別明細書（事業目標及び成果指標も明記すること）等を作成。
- ③ 予算編成終了時に、「個別事業とその目標（案）」を見直し、最終版を作成。

人事評価制度における課の組織目標は、この「個別事業とその目標」を踏まえるとともに、個々の職員の目標も加味して作成することとする。

(2) 予算要求基準額の設定

「2 令和7年度財政見通し」で示したとおり、本町における一般財源の確保は極めて厳しい状況であり、今後の財政運営においては、今まで以上の予算の圧縮が避けられない状況となっている。

については、令和7年度の予算編成においては、昨年度と同様に所管課等マネジメント予算により行い、一般財源分の予算要求基準額を設定する。

また、予算編成方針に基づいた重点事業を実施するための予算枠として、「重点政策予算」（新規事業や既存事業を拡充する予算枠）を設けるものとする。

なお、所管課別の所管課等マネジメント予算及び重点政策予算枠の取扱いについては、別途、政策財政課長より通知させる。

(3) 所管課等マネジメント予算及び重点政策予算枠による予算編成の実施

予算編成は、政策形成の一手法であり、できるだけ多くの町職員が予算について、主体的に考え、取り組んでいただきたい。そして、職員一人ひとりが、少しでも着実に変えていくという改革意識を持つことによって、変化のスピードが速い社会情勢に対して的確に対応できる職員を養うことができる。各所属長に対しては、令和7年度予算をみんなで作りあげていけるように、各所属職員の積極的な取り組みを促していただきたい。

①所管課等マネジメント予算配分方式

所管課等マネジメント予算配分方式とは、予算編成にあたって各課等にあらかじめ一定額の予算（各課等の裁量で各種事業を行うための一般財源分）を提示し、その予算の範囲内で、各課等の判断で予算要求を行う方法である。

なお、政策財政課では、以下の図のような考え方で一般財源の予算額を各課等に提示し、その範囲内で予算編成を行うものとする。

また、予算要求された内容については、政策財政課で町の政策方針等を考慮し、予算の全体的な調整を行うため、予算ヒアリングを実施する。

<所管課等マネジメント予算配分方式の効果>

ア. 町事業のスクラップアンドビルドの促進

政策財政課による予算査定では、事業所管課が必要であると主張する事業を一方向的に廃止することや狙い撃ち的にある事業だけを廃止することは難しく、一方で事業所管課としても自主的に事業を廃止し、縮小したとしてもその分の予算を削減されるだけで何のメリットもなく、積極的に廃止し

ようとするインセンティブが働かないため、事業のダイナミックな組み換え等が行われることは少なかったと言える。さらに、以前に実施していた経常経費の枠配分予算の方法も、一定の成果はあったものの、基本的には経常経費のみの枠配分であったため、町事業の全体的なスクラップアンドビルドの促進にはあまり繋がらなかった。

このような経緯を踏まえて、所管課等マネジメント予算配分方式では、事業所管課の権限で予算編成できる範囲を広げ、事業所管課で不要な事業を廃止した分（一般財源分）、新規事業に予算を回すことが可能になることから、事業の廃止、新規立案が柔軟に行うことができるようにしている。

イ. 事業所管課の視点に立った行政運営の推進

歳入の増加が期待できない状況下では、特定の事業に予算を厚く配分するには、他の事業を削って必要な予算を捻出する必要がある。また、単純にシーリング方式では真に必要性が高く、重点的、戦略的に推進すべき事業も一律にカットされてしまうという懸念がある。このため、所管課等マネジメント予算配分方式の導入により、より現場に近く精度の高い情報を有している事業所管課の判断で必要な事業の予算配分が可能になり、ひいては行政サービスの向上に繋がることを目的にしている。

ウ. 自主性・自律性の確保とコスト意識の向上

従来の方策財政課による査定方式では、財政的な問題を考えるのは管理（財政）部門の仕事で、事業所管課には関係がないという傾向があったが、所管課等マネジメント予算配分方式では、各課等が自らの権限と責任で予算編成（補助金や地方債の活用）の検討）を考えることになるので、財政状況や事業コストに対する意識向上が図れることが期待される。

②重点政策予算枠

「重点政策予算枠」とは、新規事業や既存事業を拡充するための予算枠として、あらかじめ一定の予算枠を確保するものである。実際の予算配分については、予算ヒアリングを実施する中で所管課とも協議し、最終的に町長査定で配分を決定する。

歳入	一般財源	歳出	<p>●所管課等マネジメント予算（各課等に枠配分）</p> <p>①所管課等の裁量で予算化できる、一般財源予算要求基準額（枠配分額）は、前年度決算額、令和6年9月補正後の予算額、令和6年8月9日付け実施の令和7年度予算編成作業に向けた事務事業費等調査を参考に政策財政課で査定（上限設定）する。</p> <p>②基本的には、各課等に配分された枠配分額の範囲内で、個別事業の予算化を検討する。なお、検討にあたっては、事務事業費等調査の事務事</p>
----	------	----	--

		<p>業評価、事務事業の見直し等を踏まえて行うこと。</p> <p>③普通建設事業費（実施設計業務、工事請負費、公有財産購入費、物件移転補償等）については、<u>枠配分額の対象外とするが必ず事業別明細書を作成のうえ提出すること。また、予算要求にあたっては、補助金や交付税措置のある地方債の活用を検討すること。</u></p> <p>④<u>枠配分額は、法令で定められた経費を優先に充当すること（補正対応ありきの予算要求は認めない）。</u></p> <p>⑤<u>枠配分額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。なお、予算計上希望事業一覧には、枠配分額を超過した一部の事業費を記載するのではなく、当該事業費の全額を記載すること。</u></p> <p>⑥<u>予算計上希望事業（枠配分額に収まらない事業）は、第1回ヒアリング時に内容を聴取し、予算計上の有無を町全体の予算の中で総合的に必要性等を検討する。</u></p> <p>●重点政策予算（重点施策用の予算枠）</p> <p>①<u>新規事業や既存事業を拡充するための予算枠</u></p> <p>●このほか、以下の予算は政策財政課で金額を指示</p> <p>①人件費、公債費</p>
	<p>特定財源</p>	<p>●特定財源充当分</p> <p>①法令の規定により実施しなければならない事業についても、過大な要求とならないように国や県の補助金等と併せて、政策財政課で提示された一般財源の範囲内で予算要求するように検討すること。</p> <p>②事業費全額が補助金等で実施できるものは、そのまま予算要求すること。 ただし、施設等の整備や後年度にランニングコストがかかる事業は政策会議や町長査定等で実施の有無を検討すること。</p> <p>③地方債を活用して実施する普通建設事業はすべて町長査定とする。また、町債残高削減を図</p>

				<p>るため、普通建設事業に係る町債の発行上限額を2億円と設定する。</p> <p>④町債の活用は、交付税措置のあるものを検討すること。</p>
--	--	--	--	--

5 令和7年度一般会計当初予算編成スケジュール

① 政策会議（10月1日）

- (1) 令和7年度一般会計予算の歳入・歳出の見込額の提示
- (2) 予算編成方針案等の協議・決定
- (3) 予算見積書等の提出の通知
- (4) 政策財政課長による令和7年度一般財源予算要求基準額（所管課等マネジメント予算）は10月16日までに提示する。
- (5) 10月1日から令和7年度予算入力可

↓

② 予算編成方針等の通知（10月1日）

↓

③ 議員要望提出予定日（10月3日）

- (1) 9月の定期全協で議会事務局が説明し、10月3日までに政策財政課に提出する。
- (2) 要望をとりまとめ、各課等に提示し、予算編成の検討材料とする。

↓

④ 予算見積書提出期限（11月1日）

- (1) 一般財源予算要求基準額（所管課等マネジメント予算）の範囲内で予算見積書を作成・提出する。
- (2) 一般財源予算要求基準額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。

↓

⑤ 第1回予算ヒアリング（11月13日、15日、18日、19日）

予算要求（予算計上希望事業一覧の事業含む）された内容のヒアリングの実施

↓

⑥ 政策会議（11月26日）

予算要求等の状況についての説明

↓

⑦ 予算査定方針の通知（12月2日）

↓

⑧ 第2回予算ヒアリング（12月11日、13日、17日、18日）

- (1) 第1回予算ヒアリング結果に伴う査定
- (2) 所管課で優先順位をつけた予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）の査定（所管課の予算計上希望事業を町全体の視点で調整）
- (3) 予算編成方針に基づく事業で、一般財源予算要求基準額の範囲内に要求額が収まり、かつ、普通建設事業費の予算要求がない課等はヒアリングを実施しません。ただし、予算が確定したわけではありませんのでご了承ください。

(4) ヒアリング結果を政策財政課で調整後、町長、副町長と協議

↓

⑨ 町長査定（最終査定） 令和7年1月8日

町長による最終的な査定（必要に応じて現地確認も実施）

↓

⑩ 政策会議 1月20日

令和7年度予算案の確定（決定）

↓

⑪ 議会予算説明 2月10日

議会への予算案の概要説明

↓

⑫ 議会上程 2月27日

(1) 令和7年度予算案（特別会計及び企業会計を含む）は、予算特別委員会に付託される予定

(2) 予算特別委員会では、三役をはじめ、関係課長、担当職員が出席する予定

※日程については現時点での予定であり、予算編成の進捗状況を踏まえて変更することがあるので留意願いたい。なお、日程を変更する場合にはその都度、政策財政課より連絡する。

表-4 事業の分類一覧表（ドロップダウンリスト）

予算編成基本方針事業	予算編成基本方針の1から8
------------	---------------

第6次鳩山町総合計画		第6次鳩山町総合計画における実施計画
基本目標 (ターゲット)	1 環境と共生できるまちづくり	(環-1) 森林整備計画
		(環-2) 緑の基本計画
		(環-3) 空家等対策計画
		(環-4) エコオフィスはとやま行動計画
	2 健康に長生きできるまちづくり	(健-1) まめで健康21プラン
		(健-2) 特定健康審査等実施計画
		(健-3) 保健事業実施計画
		(健-4) 高齢者福祉総合計画
	3 安全安心に暮らせるまちづくり	(安-1) 地域福祉推進プラン
		(安-2) 障がい者福祉計画
		(安-3) いのち支える自殺対策行動計画
		(安-4) 国土強靱化地域計画
		(安-5) 地域防災計画
		(安-6) 国民保護計画
		(安-7) 危機管理指針
		(安-8) 交通安全計画
		(安-9) 情報セキュリティポリシー
	4 潤いのある生活ができるまちづくり	(潤-1) 都市計画マスタープラン
		(潤-2) 立地適正化計画
		(潤-3) 農業振興地域整備計画
		(潤-4) 農村環境計画
		(潤-5) 交通基本計画
	5 子育てしやすいまちづくり	(子-1) 子ども・子育て支援事業計画
		(子-2) 教育振興基本計画
(子-3) 特定事業主行動計画		
6 文化創造・多文化共生のまちづくり	(文-1) 人権政策推進計画	
	(文-2) 男女共同参画計画	

まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置づけ
1 雇用を生み出す基礎的インフラ等の整備	(創-1-1) 企業誘致
	(創-1-2) 就職支援
	(創-1-3) 女性の活躍による6次産業化の推進
	(創-1-4) 耕作放棄地・荒廃山林の再生
	(創-1-5) 泉井・上熊井地区活性化取組方針の推進 (整備したインフラの活用)(北部地域活性化)
	(創-1-6) 起業支援
	(創-1-7) ふるさと納税返礼品製造推進事業
	(創-1-8) 上熊井農産物直売所(ちよっくま)の活性化
	(創-1-9) 地域ブランドの創出
2 来訪者の拡大と多様な就労環境の創出	(創-2-1) 中山間地域における「多世代交流・多機能型」拠点の形成
	(創-2-2) 既存ストックや各種資源を活用した多様な交流の創出
	(創-2-3) 農業・スポーツ・文化芸術を楽しむ交流人口の拡大
	(創-2-4) 衛星やICT等を活用した魅力的な情報の発信と活用
	(創-2-5) 鳩山町からの流出口の減少
	(創-2-6) 鳩山町への移住・Uターン推進
	(創-2-7) (移住推進のための)子育て支援、待機児童ゼロのPR
	(創-2-8) (移住推進のための)特色ある教育

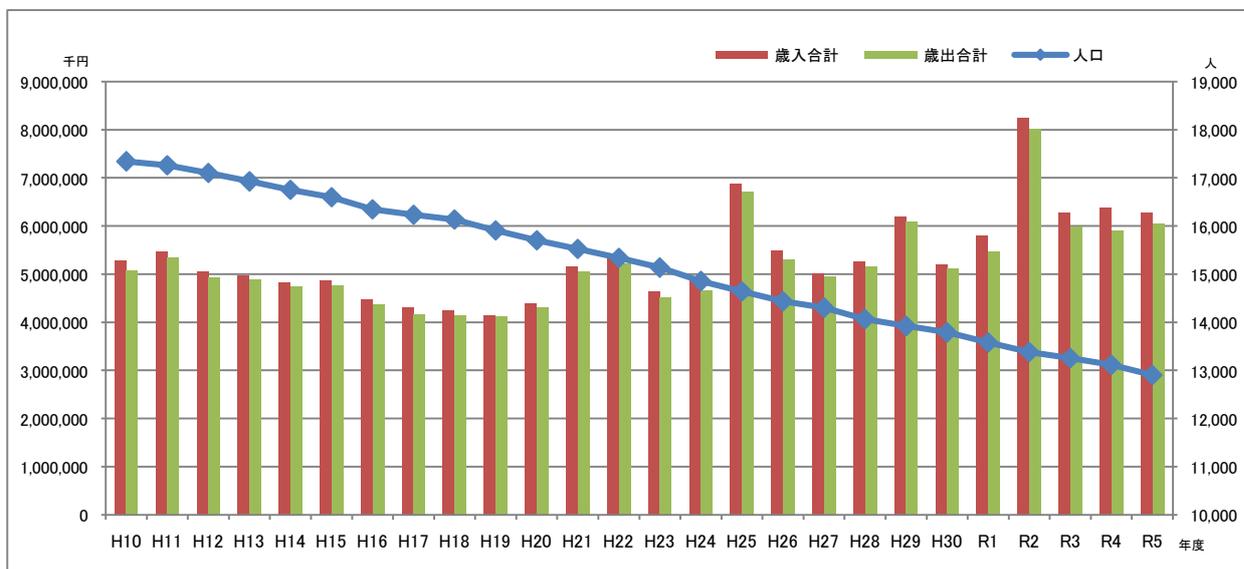
	(創-2-9) ふるさと納税の推進
	(創-2-10) 企業版ふるさと納税、クラウドファンディングの推進 (企業の CSR/SDGs への訴求)
	(創-2-11) 上熊井農産物直売所（ちよっくま）の活性化（再）
	(創-2-12) コワーキングスペース・サテライトオフィスの増大
	(創-2-13) 学生シェアハウスの拡大
	(創-2-14) 空き家バンクの活性化
	(創-2-15) 居住誘導区域における老朽住宅の取り壊し補助、移住優遇制度
	(創-2-16) 住民との協働による PR 動画作成
	(創-2-17) ふるさと納税、交流人口拡大のための仮称鳩山応援クラブ設立
	(創-2-18) ふるさと教育
	(創-2-19) スポーツによる町の活性化
3 結婚・出産・子育ての包括支援	(創-3-1) 子育て世代包括支援システムの整備・広域連携による結婚支援
	(創-3-2) 三世帯同居（二世帯住宅）・近居（町内同居）等の推進
	(創-3-3) きめ細やかな学習支援の推進
	(創-3-4) ワークライフバランスの推進
	(創-3-5) 待機児童ゼロの継続
	(創-3-6) 子育て環境の改善、子育て支援
	(創-3-7) 学童保育所の整備充実
	(創-3-8) 情報教育
	(創-3-9) 英語教育、特色ある教育の推進
4 住民と町の協働による地域活性化	(創-4-1) 福祉・健康複合施設を核とした多様な連携と活性化の推進
	(創-4-2) 都市のコンパクト化と交通ネットワークの形成
	(創-4-3) 公共インフラの長寿命化と維持管理の適正化
	(創-4-4) 地域分散型エネルギーシステムの研究
	(創-4-5) 公共交通の充実（町外拠点への延伸）
	(創-4-6) 健康づくり事業の推進
	(創-4-7) 生きがいづくり
	(創-4-8) 防災環境の整備
	(創-4-9) サロン事業の充実
	(創-4-10) 地域共生社会の実現（重層的支援体制整備事業の推進）

本町の財政状況と決算分析

別添資料

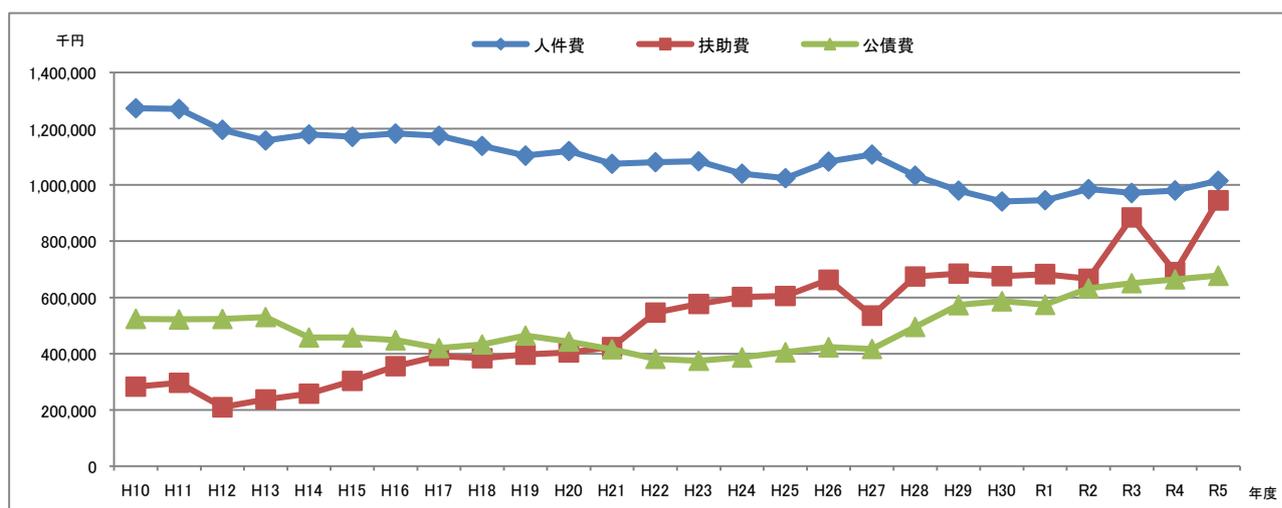
1 本町の財政状況

(1) 財政規模の推移



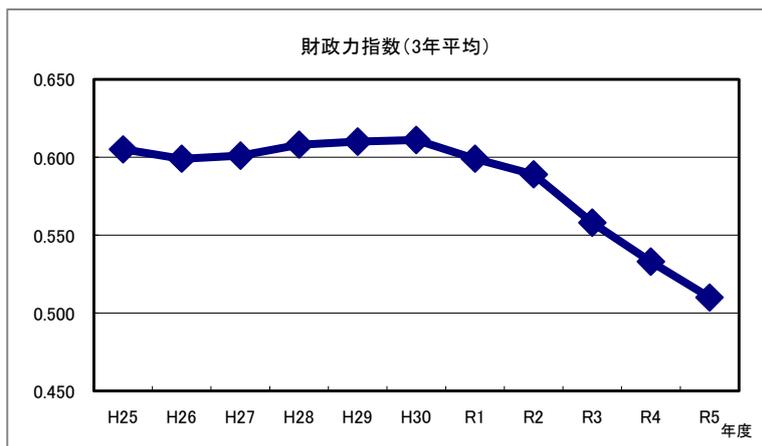
- ① 平成 19 年度までは人口と財政規模は、ほぼ同様な傾向で推移。
 - ② 平成 21 年度及び 22 年度は国の経済対策交付金、25 年度及び 26 年度は地域の元気臨時交付金、29 年度から令和 2 年度は社会資本整備総合交付金、農山漁村振興交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等により財政規模が拡大。
- * 人口減少に伴い町税収入は減少しているが、各種交付金等の積極活用により財政規模が拡大。**

(2) 義務的経費の推移



- ① 義務的経費全体で増加傾向にあり、平成 22 年度以降は 20 億円を超えている。
 - ② 人口が減少しているため、1 人当たりの義務的経費は増加している。
- * 義務的経費全体で増加傾向にあり、特に扶助費が大きな増加要因である。また、近年は公債費も増加傾向にある。**

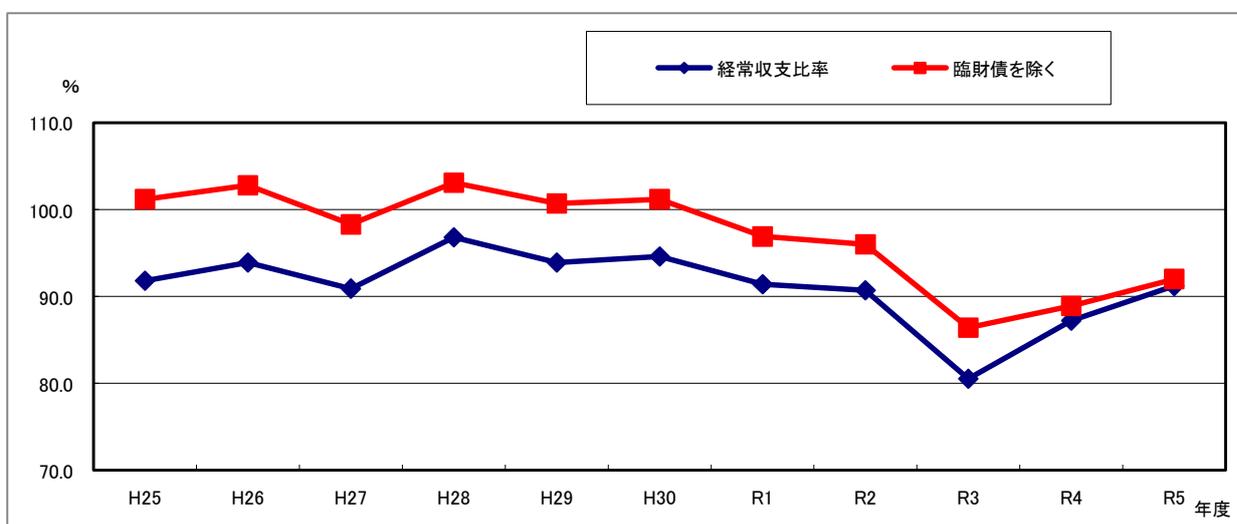
(3) 財政力指数の推移



$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- ① H25→H26：指数低下
地方財政支援に伴う交付税総額の追加。
- ② H27→H30：若干向上
地方消費税交付金の増加に伴い基準財政収入額が増加。
- ③ R1→R5：再び指数低下傾向
町税の減少により基準財政収入額が減少し、0.6を下回り0.510まで低下。

(4) 経常収支比率の推移



① 令和5年度の経常収支比率は前年度に比べて悪化した。

⇒経常一般財源である臨時財政対策債が大幅に減少したことに加えて、物件費や公債費等に対する充当経常一般財源が増加したことで、経常収支比率は91.2%となり、前年度に比べ4.0ポイント悪化した。

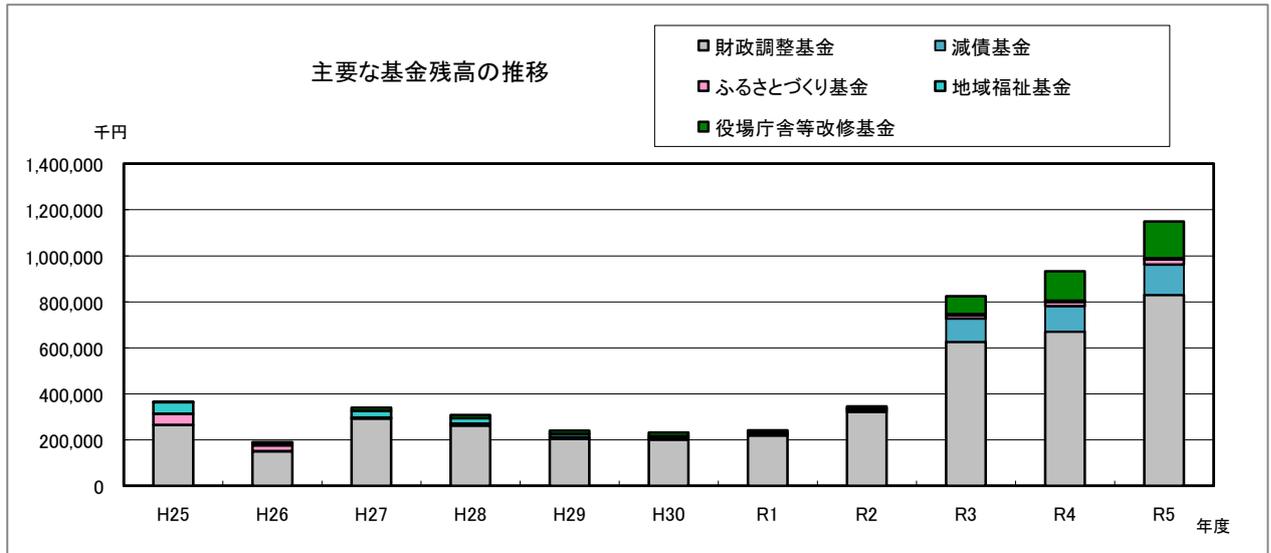
② 平成28年度の経常収支比率は過去最高値となった。

⇒各種交付金、地方交付税等の経常一般財源が減少した一方で、公債費、扶助費等の支出が増加したことで、経常収支比率は96.8%となり、これまでの最高であった平成18年度の94.7%を上回った。

③ 令和元年度以降の経常収支比率は改善傾向となっている。

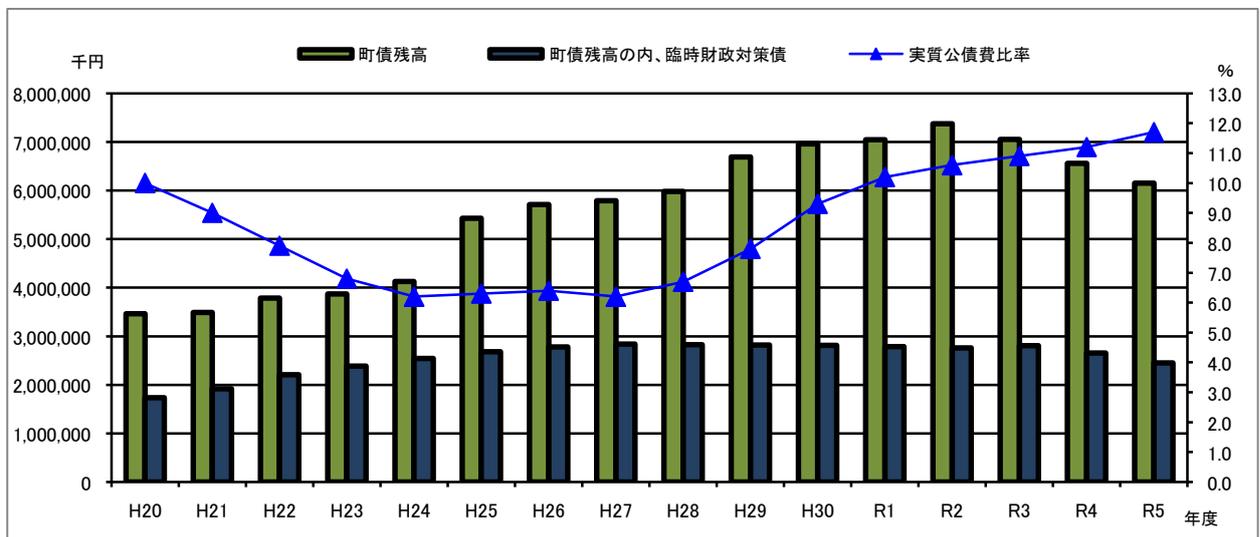
⇒令和元年度は91.4%（対前年度比3.2ポイント）、令和2年度は90.7%（対前年度比0.7ポイント）、令和3年度は80.5%（対前年度比10.2ポイント）と3年連続で改善した。いずれの年度も地方交付税や地方消費税交付金等の増加によるもので、分母である経常一般財源が増加したことによるものである。

(5) 基金残高の推移



- ① 主要な基金（5基金）の残高は減少し続け、平成26年度末残高は約1億9千万円まで減少した。
 - ② 平成27年度は事業見直し調査の実施、普通建設事業費の削減などにより財政調整基金への積み立てを行い年度末残高は約3億4千万円まで回復した。
 - ③ 平成28年度以降は再び減少傾向に転じ、30年度末では約2億3千万円まで減少したが、令和元年度以降は継続して積み立てを行い5年度末残高は約11億5千万円となった。
- * 町税収入の減少、公共施設等の老朽化、災害発生等の緊急事態に備えた基金の確保が必要。**

(6) 町債残高等の推移



- ① 町債残高は平成23年度まで40億円未満で推移していたが、25年度に50億円、29年度には60億円を超えて、令和2年度まで増加傾向にあった。
 - ② これは、緊急防災・減災事業、社会資本整備事業等の財源として、地方債を活用していることが要因となっている。なお、残高の約4割は臨時財政対策債が占めている。
 - ③ 実質公債費比率は平成24年度までは低下し、その後は横ばいの状況であったが、28年度以降は上昇傾向にある。
- * 令和2年度に策定した町債残高削減計画に基づき町債発行の抑制に引き続き取り組む。**

2 財政指標等の今後の推移

【歳入の推移】

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町税	1,766,168	1,693,056	1,681,320	1,686,651	1,702,547
各種交付金等	430,941	469,215	531,881	513,532	523,369
地方交付税	1,303,353	1,392,742	1,712,280	1,788,977	1,846,501
国庫支出金	517,655	2,279,123	926,531	840,175	817,461
県支出金	424,048	463,437	397,477	354,022	351,737
繰入金	249,329	233,552	179,810	296,305	44,218
繰越金	82,804	336,280	212,986	289,853	476,650
町債	593,336	919,457	296,057	144,231	241,427
その他	394,272	385,177	332,484	472,609	273,780
(合計)	5,761,906	8,172,039	6,270,826	6,386,355	6,277,690

①義務的経費

- ・義務的経費は平成22年度以降、毎年20億円を超えている。
- ・扶助費は平成24年度に6億円を超え、近年は増加と減少を繰り返しながら徐々に増加していることから、聖域とせず、事業見直しによる縮減・圧縮が不可避となっている。
- ・公債費については、令和2年度以降6億円を超える支出となっている。令和5年度をピークに減少する見込みではあるが、依然として水準が高い状況であるため、令和2年度に策定した町債残高削減計画に基づき、町債発行を抑制することで公債費の縮減を図る必要がある。

②経常収支比率

- ・これまでも経常経費の縮減・圧縮に努めているが、地方財政支援（交付税・臨時財政対策債）などの外部要因により大きく変動する指標である。
- ・令和5年度は91.2%と前年度に比べて悪化し、財政構造の硬直化が進んでいる状況にあるため、今後も財政健全化に向けて類似団体の平均値以下を目標として設定し、更に財政の弾力性を確保する取り組みが必要である。

③基金残高

- ・令和5年度末における主要な基金残高は、約11億5千万円と前年度に比べて約2億1,000万円増加したが、令和4年7月の豪雨による災害復旧のため、一時的にはあるが多額の取崩しを行ったことから、社会経済情勢の急変、自然災害等の非常時に備えた継続した基金への積み立てが必要である。
- ・長期的な視点に立ち財政運営を行っていくためには、現状以上の基金を確保するとともに、基金に依存しない財政構造への転換を図る取り組みが急務な状況である。

④町債残高

- ・人口一人当たりの町債残高は、令和元年度は51万9千円、2年度は55万1千円、3年度は53万2千円、4年度は50万円と人口減少の影響もありながらも、減少傾向であり、令和5年度は47万円に減少している。
- ・町債残高の約4割は臨時財政対策債が占めており、当該町債における元利償還金は、後年度の普通交付税の需要額に理論償還費として算入（公債費）されている。
- ・なお、実質公債費比率は、令和2年度は10.6%、3年度は10.9%、4年度は11.2%、5年度は11.7%と連続して上昇している。また、将来負担比率については、令和5年度は76.6%と前年度に比べ13.7ポイント減少しているものの、県内町村平均を大きく上回る数値となっている。
- ・このような状況から、後年度への財政負担と本町の適正な財政規模を考慮したうえで、町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、引き続き町債残高の削減に取り組むものとする。